第十号様式（第十九条関係）

海上労働証書等書換申請書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては　　印
その代表者の氏名

船員の労働条件等の検査等に関する規則第19条の規定により、次のとおり申請します。

船名		
船舶番号		
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
船籍港		
総トン数		
国際海事機関船舶識別番号		
証書の種類（海上労働証書又は臨時海上労働証書）		
海上労働証書又は臨時海上労働証書の番号		
書換えを受けようとする事項	新	
	旧	
備考		

（注）
1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
3　総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。

告　示

○総務省告示第二百六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条の四第二号及び第三号（同令第七条の二の三、第十条の二の九、第十五条の四の二、第十六条の二十三の四及び第二十四条の二十七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準を次のように定め、平成二十五年五月十日から適用する。なお、電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成二十二年総務省告示第二百八十四号）は、平成二十五年五月九日をもって廃止する。

平成二十五年五月一日

総務大臣　新藤　義孝

電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準

第１　用語の定義等

１　用語の定義

⑴　国税連携ネットワークシステム

市区町村サーバ、都道府県サーバ、指定法人サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線（政府サーバと指定法人サーバを結ぶものを含む。）、プログラム等により構成され、政府が関係書類（地方税法（昭和25年法律第226号）第46条第５項、第72条の59第１項、第325条、第354条の２、第605条又は第701条の55第１項に規定する関係書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項を送信し、指定法人が当該事項に係る通信の交換を行うとともに、当該事項を都道府県サーバ又は市区町村サーバに伝送し、都道府県知事又は市区町村長が当該都道府県サーバ又は市区町村サーバに備えられた記憶媒体に当該関係書類に記載すべき事項を記録するためのシステム

⑵　指定法人

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第２条の４に規定する地方税関係手続きの迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であって、総務大臣が指定したもの

⑶　認定委託先事業者

市区町村サーバ又は都道府県サーバに備えられた記憶媒体への関係書類に記載すべき事項の記録に必要な電気通信回線その他の電気通信設備を有する事業者で、この基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと指定法人が認めた事業者

⑷　委託利用型地方団体

市区町村サーバ又は都道府県サーバに備えられた記憶媒体への関係書類に記載すべき事項の記録の事務を認定委託先事業者又は単独設置型地方団体に委託する地方公共団体（単独設置型地方団体である一部事務組合又は広域連合を構成する地方団体を含む。）

⑸　単独設置型地方団体

委託利用型地方団体以外の地方公共団体（国税連携ネットワークシステムに関する業務を行う一部事務組合及び広域連合を含む。）

⑹　政府サーバ

関係書類に記載すべき事項の送信を行うための政府の使用に係る電子計算機

⑺　市区町村サーバ

関係書類に記載すべき事項の記録を行うための市区町村長の使用に係る電子計算機（市区町村長が関係書類に記載すべき事項の記録を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）

⑻　都道府県サーバ

関係書類に記載すべき事項の記録を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機（都道府県知事が関係書類に記載すべき事項の記録を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）

⑼　指定法人サーバ

関係書類に記載すべき事項に係る通信の交換並びに当該事項の市区町村サーバ及び都道府県サーバへの伝送を行うための指定法人の使用に係る電子計算機（指定法人が関係書類に記載すべき事項に係る通信の交換並びに当該事項の市区町村サーバ及び都道府県サーバへの伝送を委託した場合にあっては、当該委託された者の使用に係る電子計算機を含む。）